## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告の趣旨及び抗告理由は、別紙記載のとおりである。

抗告人はまず、鐘紡は右決議について特別利害関係人に該当するという。

〈要旨第一〉この意味からすれば、会社の合併は明らかに会社自体の組織ないし存在に関する事項であつて、たまたま合〈/要旨第一〉併契約の一方当事者(当事会社)が他方の株主である場合においては、なるほど合併のできるまでの段階において決議の対象とされる契約書の内容たる合併条件などについて相互に利害の対立することは否定できないとしても、究極は組織法上の現象として対立する利害を超克する性質のものであるから、右株主は総会の議案が合併契約書の承認であるかぎり、特別利害関係人に該当しないと解するのが相当である。そうだとすれば鐘紡は第一号議案である合併契約書承認決議については特別利害関係人に該当せず、従つて右決議について議決権を行使することができるものといわなければならない。

次に営業譲渡の場合について考えるに、およそ商行為を書きることを目的とし、その目的の範囲内で存在する社団である株式会社にとつ、その営業の全部によるに、およることであるとして存在する社団である株式会社自体の生存の部には一部の譲渡その他商法第二四五条第一項各号所定の行為は会社自体の生存の場合と同様の特別決議を要求する)、特別利害関係の問題も同様に考えることができる。仮りに営業譲渡の譲受人〈要旨第二〉は特別利害関係人であるとしても、本件第二号議案の営業譲渡の一方当事者であるハリスは、直接相手方(和〈/要旨第二〉泉製工号議案の営業譲渡の一方当事者であるハリスは、直接相手方(和〈/要旨第二〉泉製業株式会社)の株主ではなく、抗告人の言葉を借りるならば鐘紡の子会社であるの子会社であるから、進んで鐘紡がハリスの株式の大半を所有し、その決業活動を支配するなど特段の事情のあるか否に関せず、相手方会社の株主総会の決議については鐘紡をもつて本件第二号議案の承認決議について特別利害関係人であるとすることは相当でない。

すると特別利害関係人が議決権を行使したことの一事によつて、総会の決議は当

然取消の事由がある旨の抗告人の主張も、その前提において既に失当であつて採用 のかぎりでない。

最後に抗告人は、総会の運営がいわゆる総会屋と称する一部株主によつて牛耳られ、本件決議の方法が著しく不公正であると主張する。しかし当裁判所も原決定と同様、抗告人の右主張を排斥すべきものと判断するものであつて、その理由は原決定のそれと同様であるから原決定中当該部分を引用する。

定のそれと同様であるから原決定中当該部分を引用する。 その他記録を精査するも、原決定にはなんら違法の点はない。 よつて本件抗告はこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。 (裁判長裁判官 浅沼武 裁判官 岡本元夫 裁判官 田畑常彦)